第１章

計画の策定にあたって

１　策定の趣旨

２　県が目指す姿

３　計画の位置付け

４　計画期間

５　計画のマネジメント

1　策定の趣旨

本県では、性別にかかわりなく誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成 15 年に広島県男女共同参画基本計画を策定し、定期的に改定・見直しを重ねながら、県民、市町、事業者等との連携・協力のもと、取組を進めているところです。

平成 27 年９月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が制定されたことから、第４次計画では同法に基づく県計画としても位置付け、職場における女性の活躍促進への取組を盛り込みました。

さらに、それぞれのライフスタイルやライフステージにおいて、性別にかかわらず誰もが、職場や家庭、地域社会で活動の場や役割を持ったり、趣味や娯楽等の余暇時間においても、自分らしい選択により安心して充実した「わたしらしい生き方」を実現できる社会を目指し、第５次計画から計画の名称を「わたしらしい生き方応援プランひろしま」に変更しました。

これまでの取組により、男性の育児休業取得率は向上しましたが、依然として家庭での家事・育児は女性に偏っています。また、近年、女性の就業率が向上し結婚・出産・子育て期に労働力率が低下するいわゆる「M字カーブ」が解消されつつあるなど着実な前進が見られる一方、男女間の管理職等指導的立場に占める割合の差や賃金格差が存在しているほか、出産を契機に女性が非正規雇用化することや、健康課題に起因する望まない離職等が生じています。こうしたことから、性別にかかわらず誰もがライフイベントと両立しながら働き方や暮らし方の両方において充実した人生が送れるよう更なる取組を行う必要があります。

また、県の調査では「性別にかかわらず働き方暮らし方を選択できている」と感じている人の割合は約 60%に留まるなど、性別による固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が根強く存在しており、自分らしい生き方の障壁となっているほか、政策・方針決定過程への女性の参加は十分に進んでいないなど、ジェンダー平等の実現には、未だ多くの課題が残されており、職場や家庭、地域など身近な場面で、より多くの県民の気づきや行動変容につながる啓発や情報発信を行う必要があります。

このほか、多くの市町で地域活動に参画する女性リーダーが少ないことを課題と捉えており、その理由として、性別による固定的役割分担意識が挙げられていることから、地域での女性の意見反映が進むための意識啓発を一層進める必要があります。

さらに、配偶者等からの暴力（ＤＶ）やセクシュアルハラスメントの相談件数や性犯罪が依然として多い状態にあるほか、女性、男性だけでなく、性的指向（好きになる性）・ジェンダーアイデンティティ（性自認）といった性の多様性に対する正しい理解を促進していくことが重要となっています。

こうした状況を踏まえ、第５次計画が令和８年 10 月で終了することから、これまでの取組の成果や課題を整理し、社会情勢の変化を踏まえ、県民一人ひとりが自分らしい生き方を選択でき、それぞれが望むライフスタイルの実現に向けて、より実効性の高い取組となるよう、「広島県男女共同参画基本計画（第６次）」として、「わたしらしい生き方応援プランひろしま（第６次）」を策定します。

２ 県が目指す将来像

広島県においては、目指す将来像を次のように置き、これに向けて施策を推進していきます。

性別に関わらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現

【「目指す将来像」の説明】

性別に関わらず誰もが・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・①
互いに人権を尊重しながら・・・・・・・・・・・・・・・・・②
その個性と能力を十分に発揮し・・・・・・・・・・・・・・・③
社会のあらゆる分野において・・・・・・・・・・・・・・・・④
共に参画し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑤
責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現・・⑥

①…女性、男性、あるいは性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず誰もが、
②…個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けないこと。
③…性差に関する固定観念・偏見等による制約や影響を受けることなく、自分らしく個人として個性や能力を発揮することができている。
④…政治的、経済的、社会的及び文化的な分野など様々な幅広い分野において、
⑤…対等な立場で方針等の検討や決定の過程に関わり、意見を言うことができるとともに、実施段階においても対等に参加している。
⑥…分担した役割に応じて責任を負うとともに、成果に応じ合理的な評価を受けている。

３ 計画の位置付け

○　男女共同参画社会基本法第１４条、広島県男女共同参画推進条例第７条に基づく県の基本計画
○　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第６条に基づく都道府県推進計画
○　「安心▷誇り▷挑戦　ひろしまビジョン」の分野別計画
○　「広島県ＤＶ防止・女性支援計画」や「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」等、関連する計画との整合を図っています。

○ 男女共同参画社会基本法第 14 条（都道府県男女共同参画計画等）

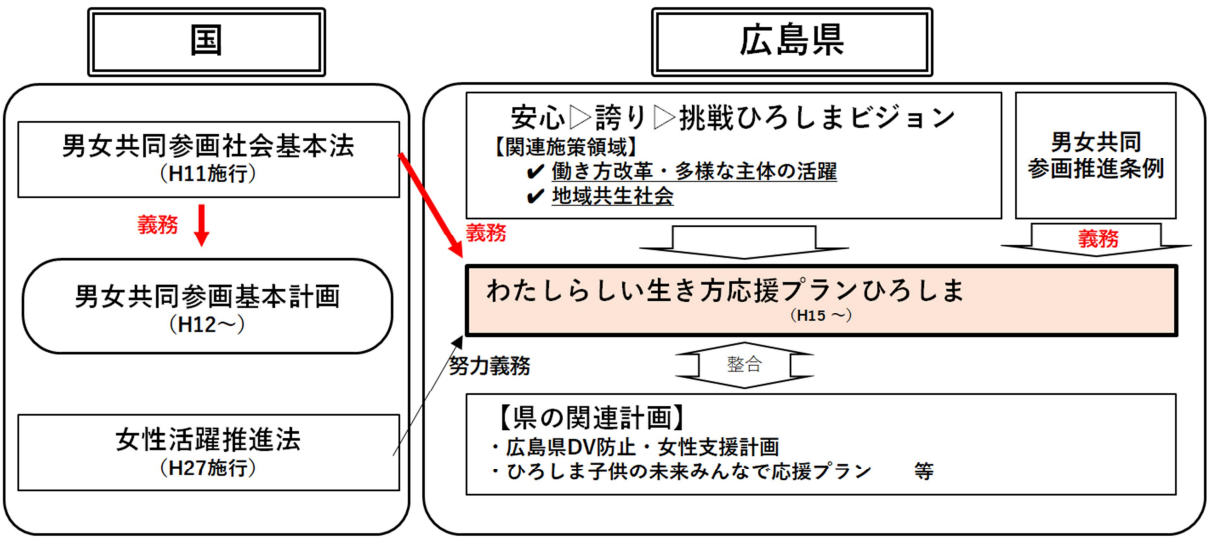
都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならな

○ 広島県男女共同参画推進条例第７条（基本計画）

知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定めるものとする。

○ 女性活躍推進法第６条（都道府県推進計画等）

都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。



４ 計画期間

この計画の推進期間は、国の第５次男女共同参画基本計画との整合性を図り、令和８（2026）年度から令和 12（2030）年度までとします。

参考　広島県男女共同参画基本計画

第１次	平成１５（2003）～１７（2005）年度
第２次	平成１８（2006）～２２（2010）年度
第３次	平成２３（2011）～２７（2015）年度
第４次	平成２８（2016）～令和２（2020）年度
第５次	令和３（2021）～７（2025）年度

５ 計画のマネジメント

この計画は、本県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦　ひろしまビジョン」の分野別計画として、施策ごとに主要成果指標（ＫＰＩ）を定めていますが、取り組む施策は幅広く、庁内関係局も多いことから、適切に進捗管理を行っていくことが必要です。

このため、目指す姿や施策項目ごとに、達成状況などのモニタリングを行っていきます。

具体的には、毎年度、県庁内の各局で構成される会議等において関係分野の進捗状況を把握するとともに、自己点検・評価等を行い、年次報告として公表し、必要に応じて取組内容の見直しを行うなど、適切な執行を確保します。

併せて、この自己点検・評価等の結果を、毎年度開催する、外部有識者で構成された広島県男女共同参画審議会に諮り、その意見等を施策に反映させていきます。

また、広島県男女共同参画審議会や有識者等からの意見をもとに、社会情勢の変化や新たな課題に対し、既定の目標の変更なども含め、柔軟に対応していくことで、目指す姿の実現に向けて計画を着実に実行してまいります。